

2006年度
補正予算編成と施策に対する要望書

2006年8月7日

日本共産党大阪府議会議員団

目 次

はじめに.....	1
1 . 府民の命と暮らしを守るために.....	2
2 . 教育の前進、子どもを守り、子育てを支援する.....	3
3 . 中小企業振興、雇用対策の充実、個人消費の拡大で大阪経済活性化を.....	5
4 . 安心・安全なまちづくり、住みよい暮らしのために.....	6
5 . 府財政の破綻を招く大型開発優先の姿勢を改める.....	8
6 . 府民とともに公正・民主的な府政をすすめる.....	9

大阪府知事

太田 房江 様

2006年8月7日

日本共産党大阪府議会議員団
団 長 宮 原 た け し

は じ め に

小泉政権による所得控除、定率減税の縮小・廃止で、収入が減っているにもかかわらず、住民税が数倍以上に跳ね上がり、加えて介護保険料や国民健康保険料の値上げが高齢者を直撃している。

政府は、さらに定率減税の全廃や医療制度の改悪を計画、消費税の増税さえ示唆するなど、国民の負担は果てしなく増えようとしており、府民の間で生活苦と政治不信が広がっている。

一部の大企業は史上空前の利益を上げているが、中小商工業者は、未だ景気回復の実感をもてず、事業所企業統計調査では、府内事業所数の減少は全国一となっている。

経済協力開発機構（OECD）は、対日経済審査報告書において、日本の貧困率が加盟国中、アメリカに次いで2番目に高いと指摘したが、府民の暮らしの窮乏化と所得格差の拡大は、深刻である。

いま、府政に求められていることは、国の悪政から府民の暮らしを守り、高齢者や障害者の福祉を後退させることなく、子どもや青年が生きる希望を持てるようにすること、困難さを増した府民の暮らしを支え、中小商工業の活気を取り戻すあらゆる努力を払うことである。

以上の立場から、緊急性の高いもの、重点とすべきものについて、要望書を提出する。積極的に検討し、実現を図られるよう強く要望する。

1 . 府民の命と暮らしを守るために

(1) 老年者控除、高齢者の非課税限度額、公的年金控除、定率減税の縮小・廃止により、とりわけ高齢者の住民税、国民健康保険料、介護保険料の負担が激増し、耐えられる限度を超えている。高齢者への大增税については、直ちに中止し、見直すことを国に求める。

(2) 高齢者介護・福祉制度

介護保険制度の見直しに伴うもの

イ . 府独自に保険料・利用料の減免制度を創設する。

ロ . 従来受けていたサービスが、受けられない事態にならないよう、制度の再見直しを国に求めるとともに、府として独自の支援を行う。

ハ . 介護サービス情報公表制度については、府の一般財源や国の補助金を活用し、介護サービス事業者の一律負担を改め、小規模事業者の負担を軽減する。

熱中症予防のため、府として実態調査し、リスクの高い高齢者等への対応をすすめる。

また、低所得者のクーラーの設置及び使用にかかる助成を行う。

(3) 障害者施策

今年4月に実施された「障害者自立支援法」のもとで、大幅な利用者負担増、施設からの退所とサービス利用の抑制に加え、施設経営を揺るがす報酬の激減など、大きな問題がおきている。府は、7月に提出した国への「障害福祉サービスの制度推進に関する緊急要望」の実施を引き続き強く求める。要望内容が実施されない場合は、府独自の対策をすすめる。

グループホームや無認可共同作業所などへの府独自の補助金は継続し、水準を下げない。

(4) 生活保護

老齢加算と母子加算は元に戻すよう国に求める。

府独自の夏期、歳末一時金、入院見舞金を復活する。

府民の申請権を保障するために、厚生労働省の「生活保護行政を適正に運営するための手引き」でなく、法に基づいた適正な生活保護行政を行うよう市町村を指導する。

(5) 福祉医療制度

老人・障害者・ひとり親・乳幼児医療費助成の自己負担を、さらに軽減する。負担額

の上限を家族単位とする。

乳幼児医療費助成制度の対象年齢を就学前まで引き上げ、所得制限を撤廃する。

障害者の受診実態をよく調査し、内部障害3級も医療費助成制度の対象にする。

大阪厚生年金病院、星ヶ丘厚生年金病院を、公的医療機関として存続させるよう国に要望する。

松心園を中核施設とした、自閉症児の診断と療育システムの府内ネットワークを早急に立ち上げる。

小児科、産科、小児精神科などの医師不足への対策を国に求める。

小児初期救急医療体制を充実する。

高齢者の医療費負担増凍結を国に求める。

(6) 難病対策

難病相談支援センターは、相談者のプライバシーが守られ、各患者団体の交流が可能となるよう、施設の拡充を図り、スペースを確保する。

小児慢性疾患医療費の自己負担導入に伴い、府議会での請願採択も踏まえて府としての助成制度を創設する。

2 . 教育の前進、子どもを守り、子育てを支援する

(1) 教育基本法改定に反対し、同法の理念を生かした教育行政をすすめる。

(2) 「府立高等学校特色づくり・再編計画(全体計画)」を中止する。今年度以降、新たな統廃合は行わない。定時制高校の廃校計画を見直す。希望するすべての府民に高校教育を保障する。

(3) 府立高校授業料減免制度を改定前に戻す。空調機使用料の減免制度をつくる。

(4) 学校間の格差をさらに広げ、受験競争を激化させる府立高校の学区の拡大を中止し、改めて抜本的に検討する。

(5) 教育委員会は私学や塾との不正常な関係をもたない。

(6) 養護学校の生徒急増に伴う施設改善を早急にすすめる。過密・過大解消のため、順

次学校を新設する。

(7) 35人学級を小3、中1に拡大する。

(8) 小学校にフリー教員、中学校に生活指導担当教員、高校に進路担当教員を加配する。

(9) 教職員の「評価・育成システム」を廃止し、成績主義賃金は導入しない。

(10) 小中学校の労働安全衛生体制を今年度中に確立する。

(11) 保育所

保育所待機児童を解消するため、保育所を増設する。認定子ども園の開設があっても、保育所建設計画は、責任を持って目標を達成する。

認定子ども園制度に関する府条例制定にあたっては、「保育に欠ける子ども」の保育保障、職員配置、施設、保育料の負担などが現状の水準から後退することがないようにする。

(12) 大阪府の合計特殊出生率が昨年、1.16に後退したことを深刻に受け止め、総合的で実効ある少子化対策を確立する。

(13) 児童虐待防止、相談機能の充実と一時保護の拡充

子ども家庭センターの専門職員をさらに増員する。24時間相談事業は、携帯電話方式ではなく、交替制の勤務体制で推進する。

保育所、学校、幼稚園、保健所、医療機関、市町村、警察など、子ども育成に関わる機関や地域と連携して、子どもの人権を守るネットワークを強めるために、府の支援を強める。

民間のDVシェルターに一時保護されている子どもの学習権を保障する。

民間の児童養護施設の職員の配置基準を見直すよう国に求め、府としてもいっその援助を行う。

(14) DV被害をなくし、女性の自立をたすける

DV被害者の府営住宅などへの優先入居を実施する。

民間シェルターへの一時保護委託期間を延長するよう国に求めるとともに、府の財政援助を強める。

3 . 中小企業振興、雇用対策の充実、個人消費の拡大で大阪経済活性化を

(1) 府の経済・産業振興策は、既存中小企業の応援と雇用拡大を基本とし、府民福祉の充実などを含めた全庁的・総合的なものとして展開する。そのため、市町村と協力し、産業と雇用の実状を継続的に調査するとともに、「中小企業振興条例(仮称)」を制定する。

(2) 中小企業向け金融の充実

借り換え融資の金利を1.5%に引き下げ、信用保証料率の緩和措置を図るなど、中小企業向け制度融資をいっそう充実する。

「地域金融活性化条例(仮称)」を制定し、地域の金融安定化と経済振興策を講じる。

(3) 中小企業の仕事の確保に努める

府の中小企業向け官公需発注率は、04年度55.1%となっているが、目標の65%を早期に達成できるよう万全の措置を講じる。中小企業への発注率を引き下げるPFI方式はやめる。公共事業を生活密着型中心に転換し、公共住宅建設、住宅や学校の耐震補強などを拡大し、中小企業の仕事おこしをすすめる。

府発注事業における下請け業者、労働者への代金、賃金支払いが適切に行われるよう、元請業者への指導を強める。「公契約条例(仮称)」を制定する。

(4) 商店街振興

「商店街等いきいきプラン」を実効あるものにするため、予算、職員配置を増やす。地元事業者・消費者の声を反映し、市町村とも協力し、地域ごとに「策定会議」を設け、「地域プラン」を策定する。

地域経済とコミュニティの破壊をもたらす無秩序な大型店の出店を規制するため、府独自の条例やガイドラインを制定する。

大正区・鶴浜の埋立地に大型商業施設を誘致しないよう大阪市に求める。

(5) ものづくり産業の発展のために

策定中の「産業成長新戦略」は、幅広い、多くの中小企業や団体の意見を聞くとともに実態をつかみ、市町村の協力も得て、実効あるものにつくりあげる。

ものづくりにおいても、中小企業対策を柱とし、技術支援や後継者育成、中小企業間のネットワーク形成などについて、中小製造業の活性化と集積力向上に役立つ総合的施策を展開する。大阪のものづくり情報を内外に発信する。

(6) 青年などの雇用拡大

大企業にリストラ中止と青年の正規採用の拡大など、雇用の確保を強く求める。

サービス残業の根絶のための対策を強化する。

大企業に障害者の法定雇用率を達成させる。企業側の理解が得にくい内部障害者、難病者の雇用の現状について調査し、改善策を検討する。

ホームレス自立支援法に基づき、府としてもいっそう積極的な就労支援策を講じる。

「JOBカフェOSAKA」事業は、引き続き若者の就業支援施設として来年度以降も継続、充実する。

(7) 「自動車NOx・PM法」の規制実施に伴うディーゼル車買替緊急融資制度は、全ての申し込みに対応できるよう、必要な予算措置を講じる。

4 . 安心・安全なまちづくり、住みよい暮らしのために

(1) 安心して住める住宅のために

府営住宅

イ．新婚・若年者を対象にした期限付き入居制度の導入は行わない。

ロ．地位承継の対象を、配偶者、高齢者、障害者、母子世帯、生活保護受給者に限るとする見直しは行わない。

ハ．府営住宅の高い応募倍率を解決するためにも、安価で住みよい新規住宅の建設を進める。

府住宅供給公社賃貸団地の建て替えにあたっては、団地自治会等の事前了解を前提とする。了解を得ずに着手した豊中新千里西町団地については、立ち退き訴訟を撤回するよう、公社を指導する。

大阪市阿倍野区の北畠府営住宅の建て替え工事にあたっては、周辺住民の要望を聞き、緑と石垣など、進入路部分の現状を保存する。

(2) 安全な食料の供給

食品の衛生監視員の増員など体制を拡充し、産地偽装、違法な添加物の使用、残留農薬などに対する府民の不安を解消し、食品の安全な供給を図る。

牛肉輸入では、アメリカ産をはじめ、輸入牛の全頭検査、危険部位の完全除去、トレーサビリティが不可欠である。この保障のないままのアメリカ産牛肉の輸入再々開を中止するよう国に求める。

(3) 廃棄物、アスベスト対策

寝屋川市での廃プラスチック処理施設は、住民合意を無視して建設され、悪臭を発生させており、ただちに操業停止する。また吹田市と八尾市での同様の施設の建設にあたっては、有害物質の環境アセスメントをおこない、データを公表するとともに、住民合意なしの建設許可はしない。

石綿による健康被害の救済に関する法律（アスベスト新法）では、救済対象が中皮腫と肺がん限定されており、被害実態を無視したものとなっている。石綿によるすべての健康被害者等を対象として保護・救済をおこなうよう国に求める。

府内の建築物のアスベスト対策をすすめる。

アスベスト建築物解現場や届出業者への立ち入り調査など規制指導を適正・迅速におこなう。

(4) 防災・安全対策を強化する

府営公園、学校等のプールについては、定期的な安全点検はもとより、日常的な安全管理の強化に府が責任をもつ。プールを管理する指定管理者や民間会社に「安全管理マニュアル」の策定と徹底、監視員体制と安全点検の充実を求め、実態を把握する。さし迫った東南海・南海地震や直下型地震に対する対策を確立する。当面、府が独自に、木造住宅を中心に、無料耐震診断、耐震補強助成を実施する。公共施設の耐震補強をすすめる。津波、高潮被害を食い止めるため、水門、護岸、堤防、鉄扉などの安全点検と改修をすすめる。

府内の河川、水路、ため池、がけ地などの危険箇所を緊急に点検し、豪雨などによる水害、土砂災害を未然に防止する。大雨時の避難誘導システムを確立する。

被災者生活再建支援法にもとづく支援金支給について、被害の実態に即して支援を拡大・強化するよう国に求めるとともに、府独自の支援策を確立する。

エレベーター事故の再発防止のため、建築基準法に基づく定期検査・報告について、資格者要件、定期報告時期等の必要な見直し、所有者・管理者に事故・不具合情報の特定行政庁への報告の義務付けなどを国に求めるとともに、エレベーター等の入札に際して安全確保を図るための検討を行い、所有者・管理者の責任を明確にし、安全を二の次にした保守管理会社の選定を行わないようにする。

耐震偽装被害を繰り返さないため、当分の間、民間検査機関が行った建築確認については、行政が再チェックする。

「鳥インフルエンザ」への警戒を強める。新型インフルエンザウイルスの発生に備え、「タミフル」の備蓄など、対策を強める。国にワクチンの開発や財源措置を要求するなど感染対策の強化を求める。

(5) 駐車・交通対策

交通信号機の設置予算を大幅に増やし、緊急性の高い要望には、補正予算で対応する。大阪府道路交通規則第 8 条の定める駐車禁止を除外する車両の範囲を拡大し、資金力の小さい小口運送業者やメンテナンス業者など中小零細業者の生業を圧迫しないよう配慮する。

駐車禁止取り締まりガイドラインや駐車規制のあり方については、地域の事情に応じて更新する。その際、地域の様々な関係者の意見を採り入れて、地域の駐車・交通実態を反映させたガイドラインとなるよう各警察署を指導する。

府内道路に設置されているパーキングメーター、パーキングチケット発行機については、現行の 1 0 0 0 円札、5 0 0 円硬貨が使用できるようにする。

(6) 大阪農業の存続にとって不可欠な水田を守る。地元で収穫した米や野菜を学校・福祉施設の給食への使用を拡大する。市民農園や観光農園、直販運動など、農家の取り組みを奨励し、積極的に支援する。

(7) 消費者金融・高利貸し・悪質商法から府民を守る

ヤミ金、振り込め詐欺、フィッシング詐欺、悪質住宅リフォームなど悪質商法の被害から府民を守るため、消費生活センター・警察による府民への情報提供と相談体制をいっそう強化する。

出資法の上限金利を利息制限法の上限金利まで、早急に引き下げるよう国に求める。

5 . 府財政の破たんを招く大型開発優先の姿勢を改める

(1) 関西空港 2 期事業には、府財政をこれ以上投入しない。利用促進策にも、これ以上の税金をつぎ込まない。阪神高速道路の延伸や水と緑の健康都市開発など、需要が乏しく、採算性も見込めない大型開発は、今からでも中止する。

(2) 過大な水需要予測を改め、安威川ダム、紀の川利水などの水源対策は中止する。府営水道料金を値下げする。

(3) 泉佐野コスモポリス計画の跡地については、環境の保全と府民的な利用、府の負担軽減に努める。

(4) 岬町の関西空港土砂採取跡地への企業誘致は最小限にとどめる。誘致にあたっては、周辺住民の合意と自然環境を生かした公園の目的への合致を前提にする。また、施設建設や稼働に伴う、資材、原料等の搬出入や管理、交通量についても十分調査し、周辺住民の暮らしや営業、自然環境への影響を最小限にし、理解の得られるものとする。これらに反した場合、撤退を含め、厳しく対処する。

6 . 府民とともに公正・民主的な府政をすすめる

(1) 行財政計画案(2 0 0 4 年版) の見直しにあたっては、府民福祉の増進と大阪経済の振興、大型開発の中止を基本とする方向に根本的に転換する。

(2) 国の地方への「行革」押し付けのもとでも、住民の暮らしと福祉の増進を図るといふ地方自治体の役割を果たす。行政事務の安易な民間委託・開放は行わず、住民生活やプライバシー、安全を第一にする姿勢を貫く。地方交付税削減はじめとした地方財政の圧迫に反対する。

(3) 人権の名目ですすめている一切の同和行政は中止し、同和関係団体への補助金、委託金は全廃する。また、部落解放同盟と関係団体が主催する講座や研修への職員の参加は中止する。

(4) 同和地区学力抽出調査や行政データを活用した同和地区実態調査は直ちに中止する。

(5) 公の施設の指定管理者の入札には株式会社は参加させず、府民サービスの低下、雇用の不安定化や民間労働者の賃金低下を招かない。市場化テストは実施しない。

(6) ハンナグループとの癒着を全面的に断ち切る。南大阪食肉市場株式会社への 2 5 億円の貸付金については、地方自治法の規定に基づいた調査を行い、返還させる。

(7) 経済界が主導し、府民不在で行われている関西広域連合の議論には参加しない。住民を役場や地方自治から遠ざける道州制や市町村合併には反対する。市町村合併は住民合意を基本とし、府は誘導・推進する役割を果たさない。